

単価契約仕様書

行 財 政 局 税 務 部 税 制 課

(担当：堀田、山本 電話：213-5200)

件 名	公用車用レギュラーガソリン
形状・寸法	スタンドでの給油
予 定 数 量	40リットル
契 約 期 間	令和7年1月1日～令和7年3月31日
契 約 条 件	<ul style="list-style-type: none">・対象の公用車は軽自動車1台とする。・井門明治安田生命ビル（烏丸御池南西角）から半径1.5キロメートル以内にガソリンスタンドがあることを条件とする。・ガソリンの給油のみで、洗車等その他の業務は含まない。・予定数量は過去の実績によるものであり、本市の都合により増減があり得る。仮に大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。・支払いは月末締め翌月払いとし、契約決定業者から適切な支払請求があったときは、請求書受領後、遅滞なく支払うものとする。・後払いに対応できるよう、必要に応じてガソリンカード等を発行すること。・請求書やガソリンカードの作成、送付等、必要な事務手続きに係る費用は、契約決定業者が負担するものとする。・契約決定業者は、本市からの契約決定通知後、速やかにガソリンスタンドの位置を確認できる資料を税制課へ提出すること。・その他、業務遂行に当たって疑義が生じた場合は、その都度両者が協議して決定するものとする。